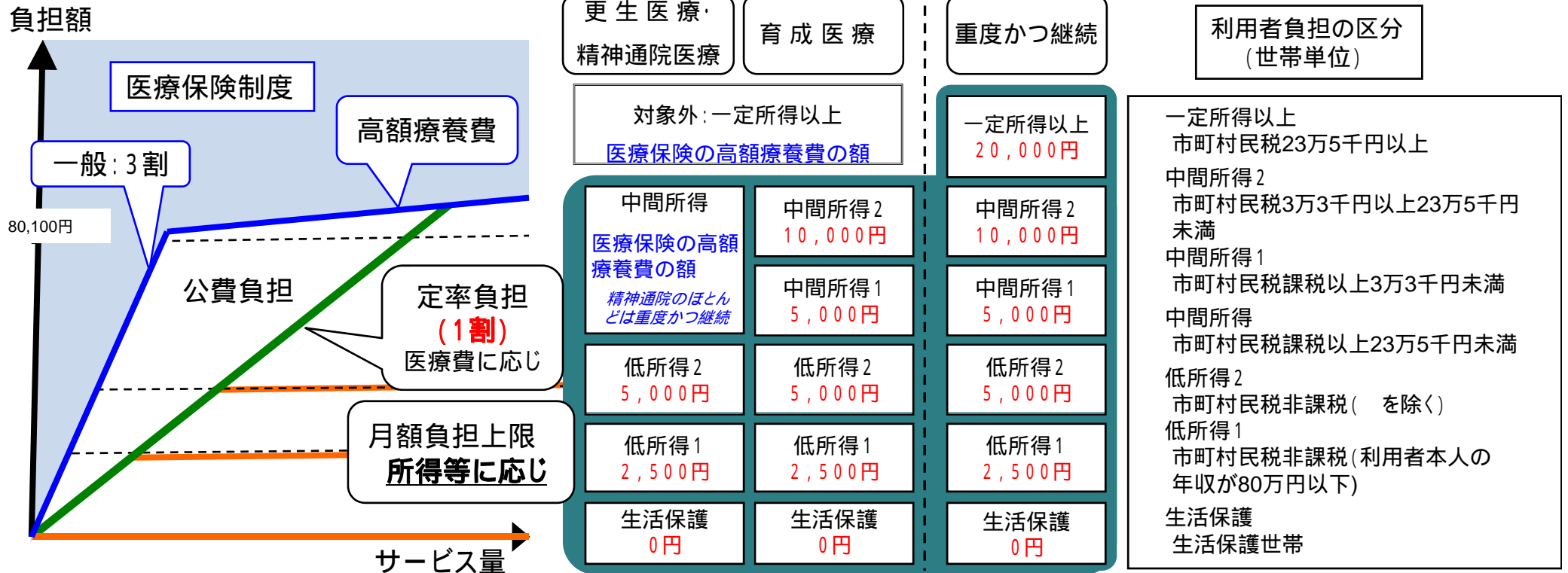


# 自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

自己負担については、**1割の定率負担**。

定率負担が過大なものとならないよう、**所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定**。

費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(**重度かつ継続**)者、**育成医療の中間所得層**については、**更に軽減措置を実施**。



## 「重度かつ継続」の範囲

疾病、症状等から対象となる者

[更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

[精神通院] 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者  
精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

[更生・育成・精神通院] 医療保険の多数該当の者